資料1

困難な問題を抱える女性支援について

福祉子どもみらい局共生推進本部室



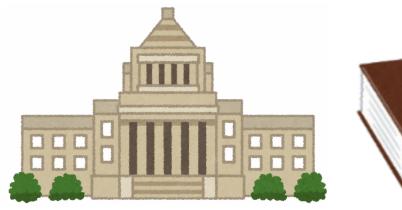


03 県内自治体の検

02



計画策定の背景(国の動き)





女性支援法成立までの流れ

策定背景

第定経過

基本計画

・2015年 神奈川県議会から国に「売防法の抜本的改正又は新たな法整備を求める意見書」を提出

・2018年 女性を取り巻く現状を踏まえ、婦人保護の在り方について、国が見直しに向けた議論を開始

・2022年 **困難な問題を抱える女性への支援に関する法律**が成立(議員立法)

・2023年 県は基本計画を策定(義務)・2024年以降は女性支援法に基づき、女性支援を実施

2015(H27)

2018(H30)

2019(R1)

2022(R4)

2023(R5)

2024(R6)

県議会から 国に意見書提出 支援のあり方 検討会



困難な問題を抱える 女性への支援に 関する法律 成立



都道府県 基本計画

新法施行

1 女性が抱える困難な問題は、近年、複雑・多様化、

かつ、複合的なものとなって おり、**売春防止法を根拠とし た従来の枠組みでの対応は** 限界











2 女性を対象として専門 的な支援を包括的に提供する 制度について、法制度上も 売春防止法ではなく、新たな 枠組みを構築していく必要が ある



る 若年女性への対応、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害からの回復支援、自立後を見据えた支援など、時代とともに多様化した困難な問題を抱える女性を対象として、相談から保護・自立支援までの専門的な支援を包括的に提供できるようにすることが必要



7政・民間団体を通した多機関における連携・協働を通じて、支援が行き届きにくい者も対象とし、早期かつ、切れ目のない支援を目指す



2024(R4)

女性支援法

施行

売春防止法(これまで)と女性支援法(これから)

策定背景

困難な問題を抱える女性

支援対象者

1956(S31)

売春防止法

通知等により 支援対象を拡大

2004(H16) 規制法 人身取引

ストーカー被害者

対策行動計画

人身取引被害者



2002(H14)

2001(H13) DV防止法通知

DV防止法

正常な生活を営む上で 困難を抱える者

DV被害者

売春する恐れのある者

1970(S45)

売防法通知

売春経歴を有する者













通知等により対象者を拡大する一方で「保護更生」の考え方は変わらず…

- 売春を行うおそれのある女子(=要保護女子) の補導処分・保護更生
- 性道徳・性風俗秩序の維持、環境浄化



- "脱"壳春防止法
- 本人の意思に寄り添った支援
- 女性の福祉
- 人権の尊重・擁護
- 男女平等

4

66年ぶりに法 制度を見直し

2022(R4)

女性支援法

2013(H25)

ストーカー



売春防止法(これまで)と女性支援法(これから)

これまで…(昭和31年~令和5年)

これから…(令和6年4月スタート)

売春防止法

困難女性支援法





②婦人相談所



③婦人保護施設



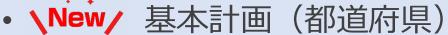
本県における名称は、

- ①女性相談員
- ②女性相談所
- ③女性保護施設



③女性自立支援施設





民間との協働

支援調整会議













計画策定の経過



女性支援法施行に向けた準備状況

策定背景

策定経過

基本計画

・計画策定の前準備として、現状・課題等、**現場へのヒアリング、他支援策の把握を実施**

女性議員連盟シンポ等



知事出席 女性活躍推進議員連盟シンポジウム(戒能民江氏講演) @R4.7 勉強会

シェルター視察



副知事出席 女性相談所・民間シェルター・都内慈愛寮を視察

市町村ヒアリング



県内 3 市町村に女性支援法の説明、及び課題のヒアリングを実施

県保健福祉事務所 ヒアリング



女性相談員が所属する 6 保健福祉事務所に個別にヒアリングを実施

関係所属ヒアリング



政策的関連が深い県 8 所属にヒアリングを実施

(生活援護課、子ども家庭課、健康増進課、くらし安全交通課、県警人身安全対策課、女性相談所、かなテラス、青少年課(青少年センター))

民間団体ヒアリング



県内で女性支援を実施している 5 団体にヒアリングを実施

当事者に対する実態調査



県内の**困難な問題を抱える女性の実態を調査**するため、インターネット調査を 実施

有識者意見聴取



神奈川県男女共同参画審議会委員、神奈川県DV対策推進会議委員及び

女性支援の有識者 (戒能民江氏、堀千鶴子氏、栗原ちゆき氏) より、ご意見をいただく

県基本計画の概要



かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の策定

基本計画



・女性支援法は、DV被害者を含め、様々な困難を抱える女性を幅広く対象とする。このような女性への支援施策を 総合的に推進するため、「女性支援法に基づく基本計画」と「かながわDV防止・被害者支援プラン(改定)」を一 体化して計画を策定する。

・計画名称の<u>「等」とは「男性のDV被害者」、また「トランスジェンダーの女性」</u>を表す。

(既存)DVプラン

(かながわDV防止・被害者支援プラン)



令和5年度中に改定が必要

内容

配偶者等からの暴力の防止や被害者の 保護等の施策実施について定めた計画

計画 期間 平成31 (2019) 年度

※5か年計画

令和5(2023)年度

対象

配偶者等からの暴力を受けた被害者

DV被害 (セクシャリティを問わず)





(新規)かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画

(新規)困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画

令和5年度中に策定が必要

内容

困難な問題を抱える女性を支援するための 施策実施について定めた計画

計画 期間

令和6(2024)年度

※5か年計画

令和10(2028)年度

対象

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その 他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑 に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれの ある女性を含む。

人身取引 ストーカー 生活困窮



DV被害 (女性)

※トランスジェンダーを含む

(既存) DVプラン

(かながわDV防止・被害 者支援プラン)







DV被害





1 計画の概要

■かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の概要

目次

自1章

第2章

第3章

84草

第5草

パブコメ

| | \ <u>-</u> |
|---|------------|
| | 717 |
| _ | |
| | //\ |
| | |

| 第1章 | 女性支援事業の経緯と今日的意義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
|---|---|--|
| 第2章 | 計画の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| 1 2 3 4 | 計画策定の趣旨 ······ 計画の性格 ····· 計画の期間 ····· 計画に関する評価と公表 ···· | 4 5 5 5 |
| 第3章 | 困難な問題を抱える女性の状況及び取り組むべき事項 ・・ | 8 |
| 1 2 | 困難な問題を抱える女性の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・ 重点的に取り組むべき事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 8 28 |
| <u></u> | | |
| 第4章 | 計画の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 32 |
| 第 4 早 1 2 3 4 5 6 7 8 9 | 計画の内容 基本目標 基本理念 対象地域 対象者の考え方 重点目標 支援の体制 施策の体系 具体的な取組み 数値目標 | 32 32 34 34 35 36 42 46 66 |

| 第5章 | 推進体制 ••••••••••• | 68 |
|-------------|--|----------------|
| 1 2 3 | 神奈川県男女共同参画審議会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 68 68 68 |
| 参考・・・ | ••••• | 70 |
| 1 | 女性等が抱えるそれぞれの問題の状況 ······· 支援の状況 ······· | _ |
| 3 | 当事者調査による困難な問題を抱える女性の状況(クロス集計データ) | _ |
| 資料編· | •••••• | 123 |

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

パブコメ結果

第1章 女性支援事業の経緯と今日的意義

⇒**P** 1

終戦直後からの女性支援の歴史 ~ D V 防止法の制定 ~ 神奈川県議会による売春 防止法の抜本的改正又は新たな法整備に係る意見書の提出 ~ 社会状況の変化 ~ 女性支援法の成立まで、女性等支援計画を策定するまでの経緯を記載

 \Rightarrow P 2

- ・予期せぬ妊娠・出産、女性に対する暴力、生活困窮、性被害問題等、女性が女性であるがゆえに抱える困難は複雑化し、支援ニーズも一層多様化していること
- ・<u>性別による不均衡はそのような状況を生み出す社会的な構造に起因する</u> ものであることを、明記

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

パブコメ結果

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

- ・困難な問題を抱える女性等を支援するための基本計画として、実効性のある取組みを推進するため策定するもの
- ・困難な問題を抱える女性等を取巻く<u>現状や、県が取組むべき事項、行政・民間団体・関係機関等の役割や連携について明示</u>
- ・目指すべき社会を基本目標として掲げ、**2028年までの5年間に、県が実施する具体的な施策内容等について記載**

 \Rightarrow P 4

2 計画の性格

- ・女性支援法に基づく計画
- ・DV防止法に基づく計画
- ・県総合計画を補完する計画
- ・男女共同参画推進プランにおける D V 被害者 支援及び困難を抱えた女性等に対する支援を重 点的に実施する計画
- ・SDGSの理念を共有する計画



⇒P 5

3 計画の期間

2024年度から2028年度まで の5年間 → **P5**





4 計画に関する評価と公表

数値目標を設定し、毎年進捗状況 について、評価、公表する → P 5



Kanagawa Prefectural Government

第1章

第2章

第3章

自4章

第5章

パブコメ結果

第3章 困難な問題を抱える女性の状況及び取り組むべき事項

1 困難な問題を抱える女性の状況

(1) 当事者に対する実態調査の状況



⇒P8

(2) **市町村等**に対するヒアリングの状況



(3) **民間支援団体**に対するヒアリングの状況



⇒**P2**6

第1章

第2章

第3章

第4章

育5章

パブコメ結果

当事者調査結果、市町村、民間団体ヒアリングでの主な意見

主な意見

- ・<u>困りごとを何でも相談でき</u>、 支援につながる窓口が必要
- ・相談窓口に一緒に行ってくれる等、寄り添った支援をしてほ しい
- ・「<u>利用者の状況に応じて社会</u> とつながりを持った保護施設」 が必要
- ・相談者自身が支援の方向性を 決めるためにも、「<u>ゆっくりと</u> 考えられる一時的な居場所」が 必要
- ・<u>各分野支援機関との連携が絶</u> 対に欠かせない。
- ・<u>運営資金と担い手の充実が課</u> <u>題</u>。運営が安定することを望む。







目次 第1章 第2章

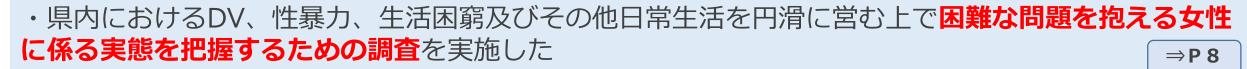
第3章

第4章

第5章

パブコメ結果

(1)当事者に対する実態調査の概要 🐉



<調査概要>

| 調査対象 | 神奈川県在住の18歳以上の女性で、配偶者からの暴力、性暴力、生活困窮及びその他日常生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性 |
|-------|--|
| 調査方法 | インターネットアンケートの登録モニターに対する調査 |
| 有効回答数 | 1,050サンプル 年代割付 3 区分(18~30歳代以下、40・50歳代、60歳代以上)×350サンプル |
| 調査期間 | 2023年8月18日(金)~21日(月) |

第3章

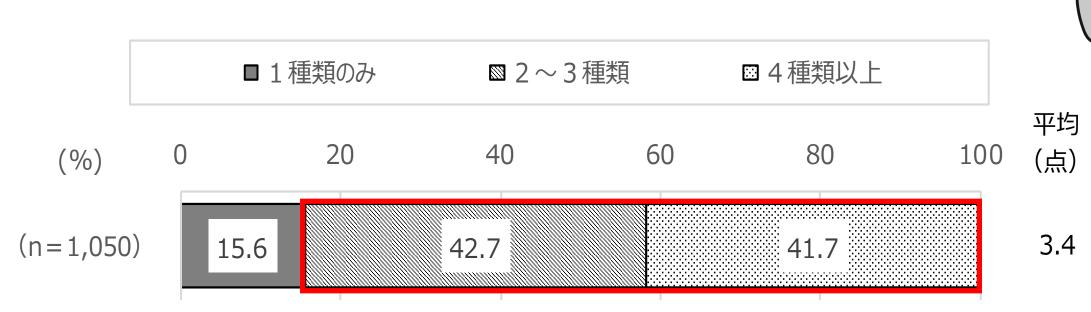
(1)当事者に対する実態調査の概要 🐉



〇 抱える困難の数



・抱える悩みが1種類のみと回答したのは約15%で、2~3種類及び4種類以 上が各42%程度となり、8割を超える方が複合的な悩みを抱えている。



Kanagawa Prefectural Government

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

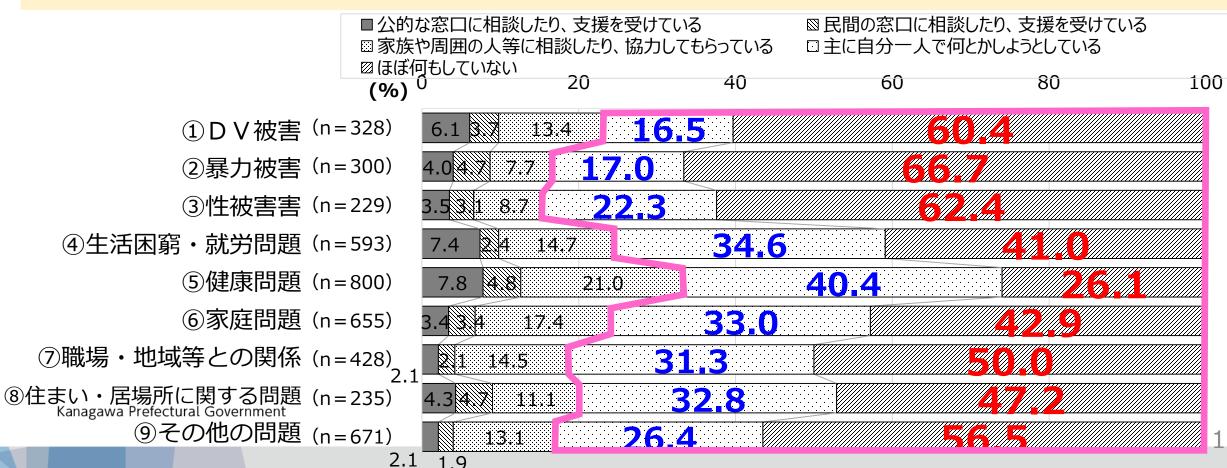
パブコメ結果

(1) 当事者に対する実態調査の概要



O 困難への対応状況 ⇒P17

「ほぼ何もしていない」が $4 \sim 6$ 割、「一人で何とかしようとしている」を含めると、 $7 \sim 8$ 割は、何らかの支援につながっていない状況



51章

第3章

第4章

第5章

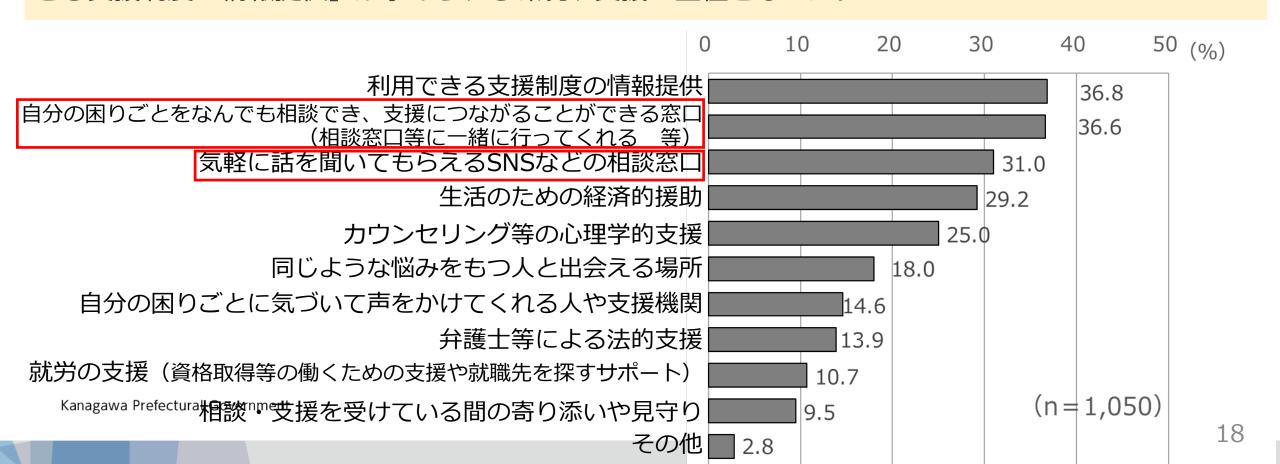
パブコメ結果

(1) 当事者に対する実態調査の概要



O 悩み、困りごとを解決するために求める支援の内容 →P

・「**自分の困りごとをなんでも相談できる窓口」**や「SNSなどで気軽に相談できる窓口」、「利用できる支援制度の情報提供」が求められる環境や支援の上位となった。



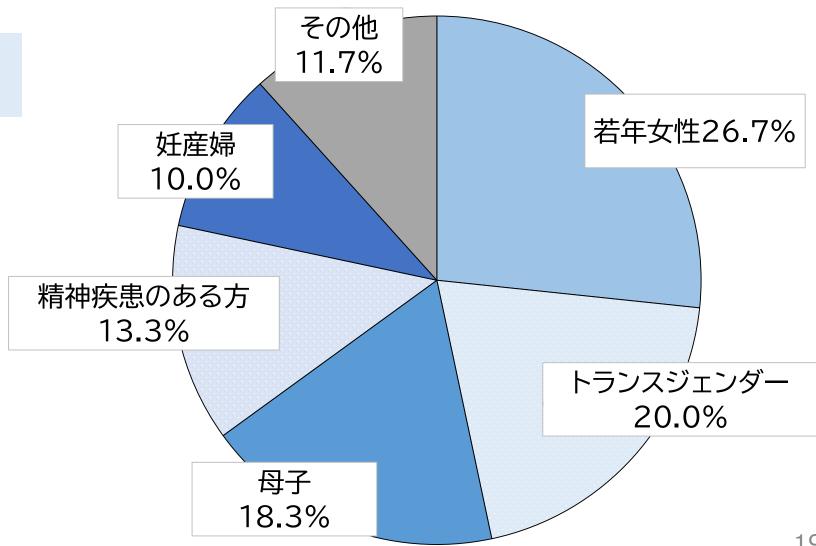
第3章

(2) 市町村ヒアリングの概要



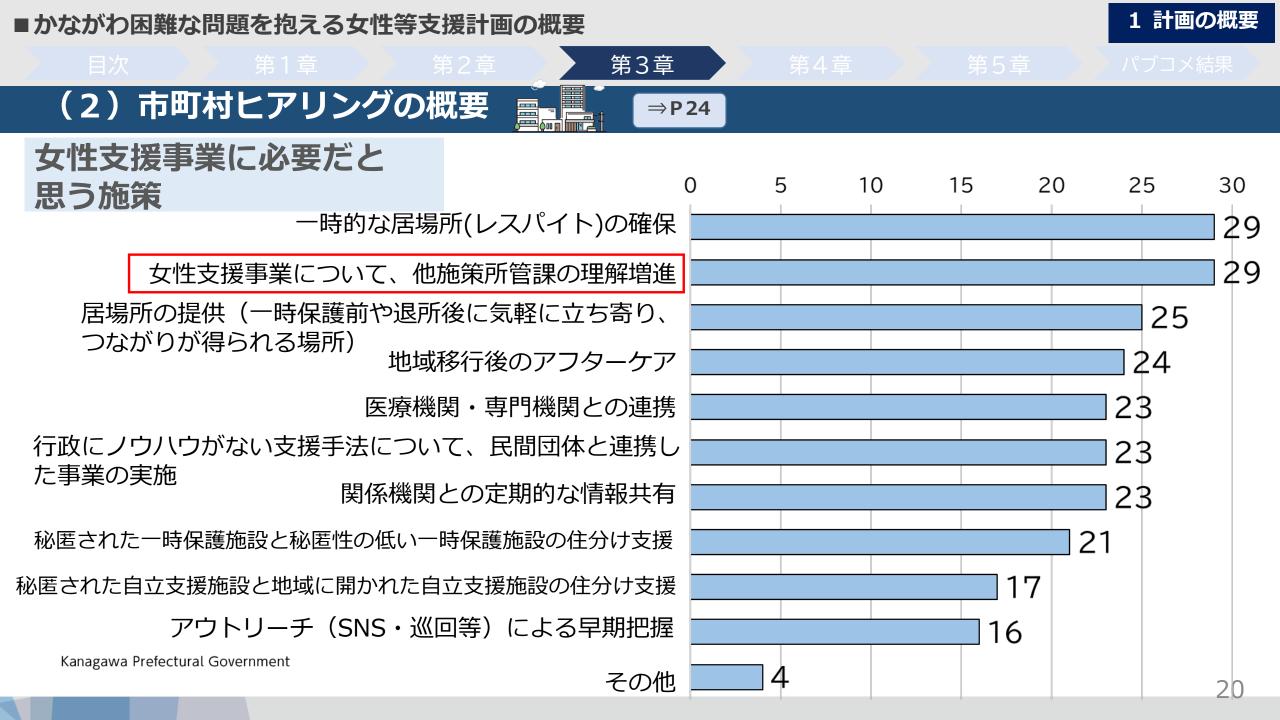
⇒**P24**

特に支援が届いていないと 思われる方の属性



Kanagawa Prefectural Government

19



目次 第1章 第

第3章

第4章

第5章

パブコメ結果

(3) 民間支援団体ヒアリングの概要



⇒**P26**

連携の重要性

- ・各分野支援機関との連携が絶対に欠かせない。
- ・<u>様々な機関につながる選択肢と、受け止めてくれる先を増やしていく</u>ことが必要。

必要な支援・課題

- ・**運営資金と運営の担い手の充実が課題**。女性支援が公共の福祉となり、運営が安定することを望む。
- ・**地域に開かれた自立支援施設が必要**。これまでのシェルターのように、居場所を隠すのではなく、 地域とつながりを持ちながら自立支援をしていく。地域で支援することが必要なこともある。

行政に求めること

- ・<u>当事者はつらい中、勇気を出してすごく頑張って相談をしている</u>。行政も「よくここまで来てくれたね」といったねぎらいの言葉など、<u>ちよっとした気遣いで本人の受ける印象、今後の関係性が全く</u> 異**なる**。
- ・行政の最初の対応によっては二度と行政窓口に行かなくなる。**行政には「誰でも相談していいんだ**よ」という、オープンなイメージが必要。
- ・担当市町村により対応が異なるため、県内である程度統一してほしい。

第1章

第2章

第3章

自4章

第5章

パブコメ結果







これらの結果を踏まえ・・・

2 重点的に取組むべき事項

 \Rightarrow P 28

<支援<u>体制</u>の充実>

- (1)関係機関との連携体制の充実
 - ⇒市町村、民間団体、関係機関等との連携
 - ⇒支援のための人材育成

<支援<u>施策</u>の充実>

- (2)早期発見・対応と周知・啓発
- (3)安心して相談できる体制の整備
- (4)安心・安全が守られる保護体制の整備
- (5)自分らしく暮らすための自立支援の促進

目次

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

パブコメ結果

第4章 計画の内容

1 基本目標

困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現

⇒**P32**

2 基本理念

I 人権を尊重し、ジェンダー平等の実現に資する支援

DV被害や、女性等を巡る困難な問題は、ジェンダー平等社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であるという認識の下、国籍や生まれた場所、疾病や障害、過去の経験に起因する様々な事柄に対する差別、社会的な排除を受けず、自立して暮らすことができるよう人権に配慮した支援を実施すること

Ⅱ 当事者目線に立った支援

困難な状況におかれた女性等の目線に立ち、当事者の意思を尊重して、多様化したニーズに応じた支援を実施すること

■ 様々な機関と連携・協働した切れ目のない支援

国及び県・市町村の関係機関、柔軟な視点できめ細かい支援を行う民間団体、専門機関等の様々な機関と幅広く連携・協働しながら、早期発見、相談、一時保護、自立支援まで、切れ目のない支援を実施すること ⇒P32

Kanagawa Profestural Government

3 対象地域

神奈川県内全域

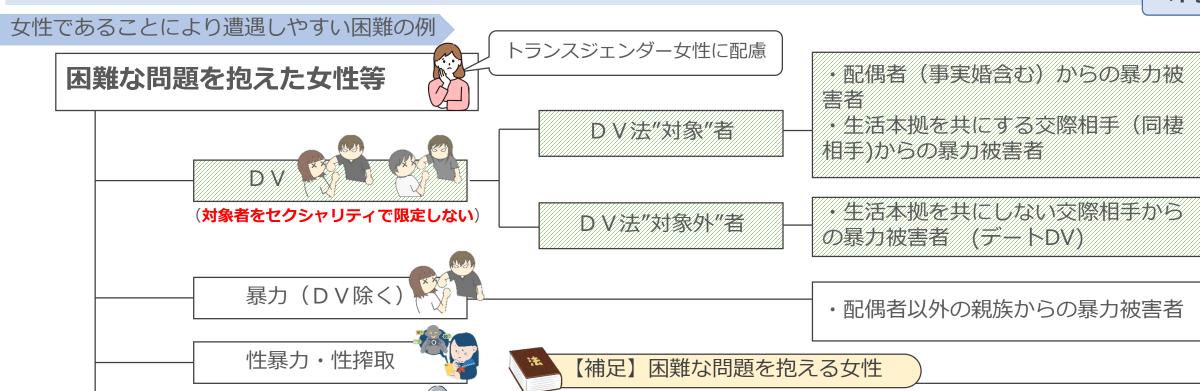
⇒**P34**

第4章

対象者の考え方

- ・様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)
- ・DV被害者"男性"(DV被害者のみ、セクシャリティを問わず対象)

⇒P34



貧困・生活困窮

妊娠・出産・中絶等

- ・法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障がいの程度、 国籍等を問わない。
- ・トランスジェンダー女性に配慮した支援を実施

Kanagawa Prefectural G

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

パブコメ結果

5 重点目標

取り組むべき事項を踏まえ、重点目標を設定

⇒P35

重点目標1

関係機関と連携・協働した支援体制の充実



重点目標2

早期発見・対応と周知啓発





重点目標3

安心して相談できる体制の整備



重点目標4

安心・安全が守られる保護体制の整備



重点目標 5

自分らしく暮らすための自立支援の促進





目次

第1章

第2章

第3章

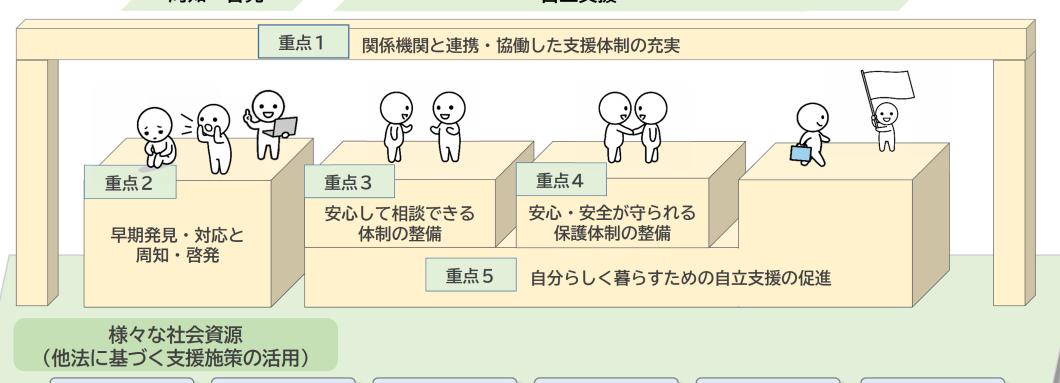
第4章

第5章

パブコメ結果

本計画における当事者支援の流れ

早期発見・対応 相談支援 一時保護 自立支援 周知・啓発 自立支援



生活保護

児童福祉

障害者福祉

高齢者福祉

医療

就労支援

母子保健

犯罪被害者支援

介護保険

生活困窮対策

母子父子寡婦支援

住居確保支援

第1章

第2章

第3章

第4章

第5草

パブコメ結果

6 支援の体制

・困難な問題を抱える女性等への支援は、<u>県・市町村の責務</u>であることを明示し、 関係機関を含めた**それぞれの役割分担等を記載**

⇒**P36**

(1)県・市町村の役割分担



当事者への支援は地方公共団体 (県・市町村)の責務!!

(2)支援に関わる各機関の役割

- ア 女性相談支援センター
- イ 女性相談支援員
- ウ 女性自立支援施設
- エ 配偶者暴力相談支援センター
- オー県警察
- 力 民間支援団体
- キ その他関係機関

(3) 各機関の連携体制

- ア 3機関(女性相談支援センター、 女性相談支援員、女性自立支援施設)の連携
- イ 民間団体との連携
- ウ 児童相談所等子ども施策との連携
- エ 警察との連携
- オ その他関係機関との連携 (生活困窮、医療、妊婦、就労等)
- (4) 適切な情報管理
- (5)課題把握・解決のための調査の実施を
- (6)国への要望
- 7)提案・苦情への適切な対応



(1) 支援者の育成と資質向上

第4章 施策の体系 重点目標 施策の方向 主要施策 施策の内容 具体的な取組み ⇒P42 重点目標1 関係機関と連携・協働した支援体制の充実 連携支援体制の充実 支援調整会議等による連携 支援調整会議等における イ 県による広域連携支援 連携·支援 都道府県間の連携・支援 ア 市町村基本計画の策定 市町村における計画的な取組み 市町村における施策推進体制の充実 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置 (3) 市町村における相談窓口の充実 市町村における身近な相談窓口の充実 民間団体と連携した啓発・相談対応 民間団体との連携、支援 民間団体と連携した保護事業 当事者支援を行う民間団体への支援 エ 民間団体との意見交換・施策への反映 支援のための人材育成 Kanagawa Prefectural Government 支援者及び支援関係者への研修等の充実

イ 支援者へのメンタルヘルスケア等の支援

28

第4章 施策の体系 重点目標 施策の方向 主要施策 施策の内容 具体的な取組み ⇒P42 重点目標2 早期発見・対応と周知・啓発 早期発見·対応 SNS等多様な媒体を活用した早期発見 イ 訪問型の早期発見 学校等と連携した早期発見 関係機関、民間団体等と連携 エ 窓口等における早期発見 した早期発見 オ 医療関係者や民生委員・児童委員等と 連携した早期発見 (2) 気軽に立ち寄れる居場所の ア 他の当事者とつながりがもてる居場所の提供 提供 イ 生活必需品の提供 周知・啓発や未然防止の取組み ア 当事者への支援施策・相談窓口等の周知 イ 県民への啓発活動の充実強化 支援に関する周知・啓発 県職員への支援施策の周知 学校教育等における啓発の推進 Kanagawa Prefectura 未然防止に向けた意識啓発 交際相手からの暴力(デートDV) に関する啓発 29

様々な困難の未然防止

(3) 一人ひとりに配慮した相談体制の充

第4章 施策の体系 重点目標 施策の方向 主要施策 施策の内容 具体的な取組み ⇒P42 |重点目標3 安心して相談できる体制の整備| 5 相談支援の充実 ア 女性相談支援員による相談支援 イ 女性のための総合相談窓口の設置 ウ 女性支援施策と関係が深い相談支援の推進 女性相談窓口の充実 エ 相談時等における一時宿泊場所等の提供 ア DV被害者の状況に応じた相談の実施 DV被害者支援のための情報収集・提供等 (2) 県配偶者暴力相談支援センター等の 休日・夜間緊急体制の確保 相談機能の充実 エ 加害者からの相談への対応 相談窓口における安全の確保と秘密保持

方への配慮

Kanagawa Prefectural Government

実

若年者、外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティの

目次 第1章 第2章 第3章

第4章 第5

パブコメ結果

7 施策の体系 / ⇒P42

重点目標

施策の方向

主要施策

施策の内容

重点目標4 安心・安全が守られる保護体制の整備

6 当事者の安全確保を図るための一時保護等の支援

(1) 女性相談支援センター等による一時 保護の実施

- ア 一時保護体制の確保
- イ 多様なケースに対応した一時保護の実施
- ウ 一時保護利用者への支援
- エ 医学的又は心理的ケアの実施
- オ 同伴児童への支援

(2) 当事者の安全の確保と配慮

- ア 通報・相談による事案発見時の安全確保
- イ 警察による暴力等の制止及び援助等
- ウ 保護命令に係る安全の確保
- エ 若年者、外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティの 方への配慮

的支援

施設退所後の支援

Kanagawa Prefectu

第4章 施策の体系 重点目標 施策の方向 主要施策 施策の内容 具体的な取組み ⇒P42 自分らしく暮らすための自立支援の促進 重点目標5 日常生活を取り戻し、生活基盤を整えるための支援 イ 住まいの確保 安心・安全な生活に向けた支援 就労の支援 経済的な支援 生活基盤を整えるための支援 各種制度の周知と活用への支援 医学的又は心理的支援 医学的又は心理的ケアの実施 加害者暴力の抑制や更生に向けた取組みの推進 (3)加害行為の抑止 児童相談所と連携した支援 (4) 子どもへの支援 イ 心理的ケアの実施 学習機会の確保 エ 就学金制度等の適切な運用及び情報提供 オ 母子・ひとり親家庭への支援 8 女性自立支援施設等における切れ目のない支援 多様なニーズに応じた自立支援施設での支援 (1) 女性自立支援施設等における中長期 施設入所者への支援

32

ウ 若年者、外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティ

の方への配慮

退所後の支援

イ 地域における支援

目次

第2章

第3章

第4章

第5章

パフコメ結果

⇒**P66**

9 数値目標

・目標値は本計画全体に係るものと、8で示した各「施策の方向」にごとに設定



*は2022年度の現状値

| | | | 10. | 2022年及60%亿世 |
|----|-----|--|--|-------------------------------|
| No | 分類 | 項目 | 現状 2023年度 | 目標値 2028年度 |
| 1 | 全体 | 「日々の生活に悩みや課題を抱える女性を社会全体で支援できている」 と思う人の割合 | 10.7% | 17% |
| 2 | 全体 | 夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合 ①平手で打つ / ②何を言っても長時間無視し続ける ③大声でどなる / ④生活費を渡さない ⑤交友関係や電話などを細かく監視する ⑥いやがっているのに性的な行為を強要する | ①78.8% ②54.9% ③59.8% ④72.1% ⑤53.7% ⑥86.9% | ①~⑥ 2022年度 より増加 すること |
| 3 | 全体 | 恋人同士の間で起こる暴力が「デートDV」に当たることについての周 知度 ①全体 ②10・20代 | ①30.2% ②46.6% | 135% 256% |
| 4 | 施策1 | 支援調整会議の設置市町村数 | | 33自治体 |
| 5 | 施策1 | 女性支援法に基づく基本計画の策定市町村数 | 4自治体 | 33自治体 |
| 6 | 施策1 | D V 防止法に基づく基本計画の策定市町村数 | 31自治体 | 33自治体 |
| 7 | 施策2 | 支援者向け研修受講者の理解度 | _ | 90% |
| 8 | 施策3 | 困難な問題を抱える女性のための居場所の提供(参加機会)の回数 | *55回 | 110 33 |

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

パブコメ結果

9 数値目標

・目標値は本計画全体に係るものと、8で示した各「施策の方向」にごとに設定



⇒**P66**

| No | 分類 | 項目 | 現状 2023年度 | 目標値 2028年度 |
|----|-------|------------------------------|---------------------|---------------|
| 9 | 施策4 | DV防止啓発講座(デートDV含む)の受講者の理解度 | _ | 90% |
| 10 | 施策4・5 | かながわ女性の困りごと相談室のLINEの友達登録者数 | *90人 | 1,100人 |
| 11 | 施策4・5 | DV被害者相談窓口の認知度 | 80.8% | 100% |
| 12 | 施策4・5 | 男性DV被害者相談窓口の認知度 | 24.8% | 40% |
| 13 | 施策4・5 | D V 相談 L I N E の友達登録者数 | *10,990人 | 18,800人 |
| 14 | 施策5 | DV相談LINEの利用者が役に立ったと評価した割合 | *78.7% | 80% |
| 15 | 施策6・7 | 女性相談支援センターにおける支援に関して利用者の評価 | _ | 94% |
| 16 | 施策7・8 | 女性自立支援施設において設定した自立に向けた目標の達成度 | _ | 85% 34 |

第5章

第5章 推進体制

神奈川県男女共同参画審議会

役割

県の附属機関として、男女共同参画の推進に関する重要事 項等について、知事の諮問に応じて調査・審議する。 本計画の進捗状況について、毎年評価を行う

神奈川県共生推進本部

役割

知事を本部長とする県庁内の意思決定機関で、困難女性等 支援策に関わる計画の策定や推進について、総合的な企画 や調整を行う

かながわ困難女性等支援調整会議(仮称)

- ・位置付けは、女性支援法に基づく支援調整会議及び DV防止法に基づく法定協議会
- ・3層構造の会議体として運用することを検討中

役割

(1層目:代表者会議)

地域における困難な問題を抱える女性の実態や、地域で 活用できる資源を把握し、多機関間の連携強化を図ると ともに地域資源の創出、開発を進めること

(2層目:実務者会議)

支援の実施における留意事項を共有し、支援に関わる 各機関の役割や責任及び連携の在り方を明確化すること

(3層目:個別ケース検討会議)

原則として、本人の参画を得た上で、アセスメントを 踏まえた支援方針の決定等について協議し、本人の状況 や意向等に合わせたより良い支援の選択肢を提供し本人 が選択できるよう、様々な視点から検討し協議すること

■かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の概要

目次

第1章

第2章

自3章

64章

第5章

パブコメ結果

- ・「参考1」には、女性が抱える問題の状況を「<u>困難別(①DV、②売春、③人身取引被害、④ストーカー被害、</u> <u>⑤性犯罪・性暴力、⑥貧困・生活困窮、⑦妊娠・出産等、⑧孤独・孤立、⑨様々な障がい、⑩ケアラー)</u>」にデータを交え て記載。
 - · 「参考2」には、県の支援機関における相談、一時保護等の支援状況をデータを交えて記載。
- ・「参考3」には、第3章に記載したデータのクロス集計を記載。
- ・「資料編」には、関係法令の他、相談窓口一覧等を記載。

| 参考・・・ | •••••••••••• | 70 |
|-------|---|-----|
| 1 | 女性等が抱えるそれぞれの問題の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 70 |
| 2 | 支援の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 87 |
| 3 | 当事者調査による困難な問題を抱える女性の状況(クロス集計データ) | 107 |
| 資料編· | • | 123 |

目次

第1章

第2章

第3章

自4章

第5章

パブコメ結果

パブコメ結果

1 意見募集期間

令和5年12月15日(金)から令和6年1月14日(日)まで

2 提出された意見の件数

254件

3 意見の内訳

| 区分 | | | |
|----|---------------------------------------|-----|--|
| 1 | 第1章「女性支援事業の経緯と今日的意義」に関する意見 | | |
| 2 | 2 第2章「計画の基本的な考え方」に関する意見 | | |
| 3 | 3 第3章「困難な問題を抱える女性の状況及び取り組むべき事項」に関する意見 | | |
| 4 | 第4章「計画の内容」に関する意見 | 190 | |
| 5 | 第5章「推進体制」に関する意見 | 1 0 | |
| 6 | 参考資料に関する意見 | 2 | |
| 7 | 計画全体に関する意見 | 2 7 | |
| 8 | その他 | 7 | |
| | | 254 | |

目次

第1章

第2章

自3章

4章

第5章

パブコメ結果

4 主な意見

女性相談支援員について

支援施策について



○非正規雇用ではなく専門職と して正規雇用し、労働条件の充 実を図るべき

支援対象者について

○性的マイノリティであることに起因する困難に配慮した支援をしていくことに とに賛成する。



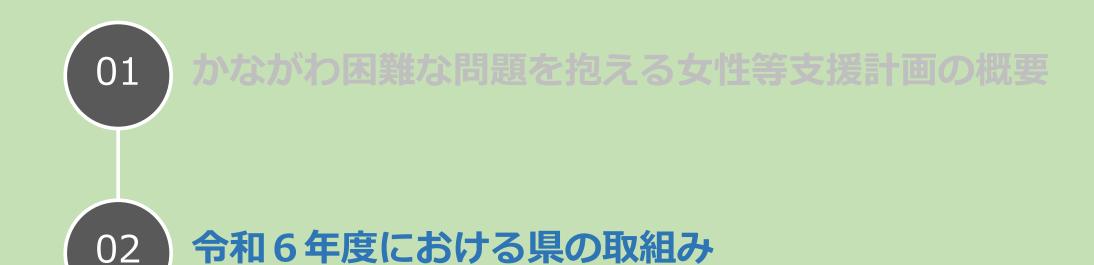
民間団体の連携について

○女性のための<u>社会とのつなが</u>**りを持った自立支援施設が必要**

○<u>運営の安定化のため、財政面での十</u> 分な支援を講じるべき







(03)

県内自治体の検討状況

(計画策定に伴うR6の 県の取組みを説明します (新規施策を含む)

令和6年度から県の女性支援施策で変わること

①支援機関の名称変更

②女性支援に係る組織体制の強化

③新規施策の実施



①機関名称の変更

②支援体制の強化

新規施策の実施

①支援機関の名称変更



①支援機関の名称変更

①機関名称の変更

女性相談員

※売春防止法上の婦人相談員



女性相談所

※売春防止法上の婦人相談所



支援の中心となる 3 機関



女性相談支援センタ

1か所

緊急一時保護を行う県内唯一 の女性相談支援センター (住所等非公開) ※公設公営

女性保護施設

※売春防止法上の婦人保護施設



女性相談支援員 ※

約120名体制

相談に応じ、本人に必要な 適切な情報提供、 との調整を担う

※県が雇用する相談員の名称

女性自立支援施設

1か所

自立支援を行う県内唯一の 女性自立支援施設 (住所等非公開) ※公設民営



②困難な問題を抱える女性への支援体制の強化



②女性支援体制の強化



■女性相談支援員の増員

女性相談支援センター及び**県保健福祉事務所**で勤務する 女性相談支援員を**5名増員**する。



県所管域における相談体制の強化及び 女性支援法施行に伴う一時保護体制の強化





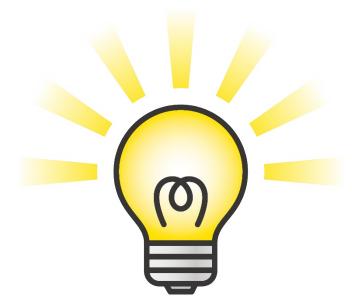
■研修の充実

女性支援に必要な多分野、多施策における情報や、支援 者のメンタルケアのため、研修等を**新たに企画する**。



支援者の**育成と資質向上**及びメンタル ヘルスケアの充実

③新規施策の実施



- New/ 1 女性のための総合相談窓口の設置
- New/ 2 社会とのつながりを持った女性支援施設の整備
- New/ 3 女性支援団体への補助金の創設
- New/ 4 女性向け無料低額宿泊所への転換支援
- New/ 5 女性相談時における一時的な居場所の提供

■令和6年度における県の取組み

女性のための総合相談窓口の設置

複合的な困難を抱える女性に対応するため、民間支援団体の知見を活用し、**困難を抱える女性の早** 期発見から相談、専門相談窓口への付き添い等、課題解決に向けて、寄り添った支援を実施する。

相談から付き添いまで、必要な支援につなげる女性のための総合相談窓口を設置



相談に至っていない方 の早期発見

私はどこかに相談していいの? でも、どこに何をどうやって? そもそも何が問題だろう…?





行政窓口、専門機関の 相談に**同行**

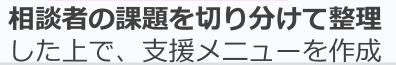
相談

電話、メール、SNS、 面接、広い間口で対応

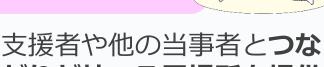








居場所の提供



がりが持てる居場所を提供



新規施策の実施

社会とのつながりを持った女性支援施設の整備

困難な問題を抱える女性の意思を尊重し、状況等に応じて、**社会とのつながりを持った支援を行う** ため、民間アパート等を借上げ、一時保護から自立に向けた支援を実施する。



暴力被害者等、入所者の安全 を守るためのルールあり

ためらい



必ずしも居場所を隠す必要がない 方には、利用のハードルが高い…



既存施設に加え、当事者のニーズに応じた新たな施設を追加

新たな女性支援施設



居場所を隠す必要がない方には、 社会とのつながりを持ちながら 自立を支援









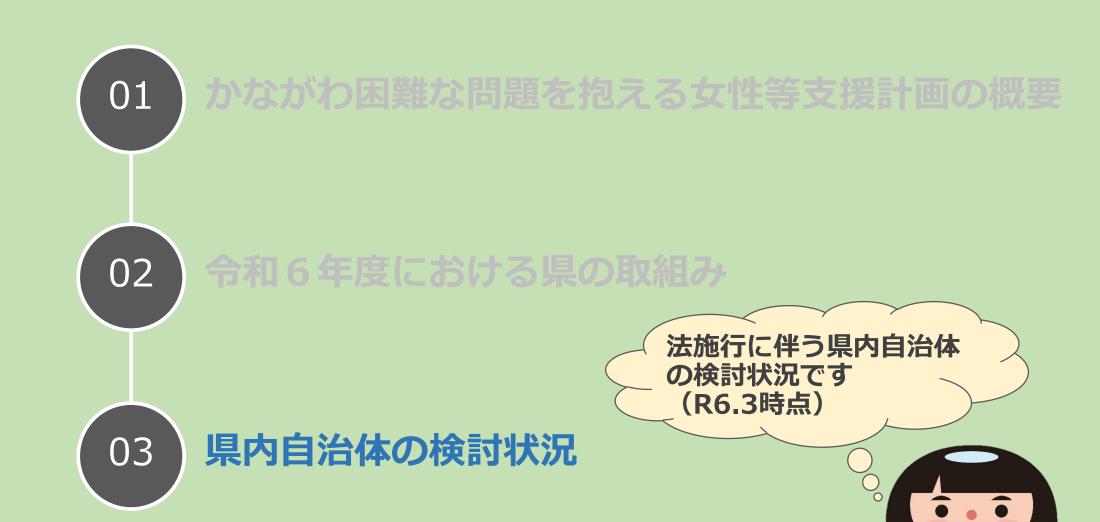
新施設

■令和6年度における県の取組み

- 3 女性支援団体への補助金の創設
- **入り** 困難な問題を抱える女性を早期に発見し、自立を支援するため、**ICTの活用等によるアウトリーチ支援や居場所の提供等に対して補助**する。
- 4 女性向け無料低額宿泊所への転換支援
- **女性が入居可能な施設を増やす**ため、トイレや風呂が共同の寮タイプから、アパートタイプの施設への**転換費用等に対して補助**する。
- 5 女性相談時における一時的な居場所の提供
- 相談したその日に、帰る場所がない等の状況におかれた女性の安全や、本人の意思 決定の時間を確保し、悩みや不安に寄り添った支援につなげるため、一時的な居場 所(宿泊施設)を提供する。

Kanagawa Prefectural Government

※県保健福祉事務所で受け付けた相談のみ対象



■ 県内自治体の検討状況(R6.3時点)

各法令に基づく主な規定(義務、努力義務、できる規定)

| | | | 都道府県 | 政令市 | 市町村 |
|----|--------------------------|------------------------------------|------|--------|--------------|
| 9 | ^{pin} +) 第4条 | 困難な問題を抱える女性への支援のために 必要な施策を講じること | 義務 | 義務 | 義務 |
| 女 | 第8条 | 基本計画の策定 | 義務 | 努力義務 | 努力義務 |
| | 第9条 | 女性相談支援センターの設置 | 義務 | 努力義務 | _ |
| 性 | 第11条 | 女性相談支援員の配置 | 義務 | 努力義務 | 努力義務 |
| 支援 | 第12条 | 女性自立支援施設の設置 | できる | 一(できる) | _ |
| 法 | 第13条 | 民間団体との協働 | 義務 | できる | できる |
| | 第15条 | 支援調整会議の設置 | 努力義務 | 努力義務 | 努力義務 |
| | 第16条 | 教育・啓発 | 努力義務 | 努力義務 | 努力義務 |
| | 第19条 | 民間団体に対する援助 | 努力義務 | 努力義務 | 努力義務 |
| | ⁱⁿ t 第2条 | DV被害の防止及び被害者の自立支援、 適切な保護を講じること | 義務 | 義務 | 義務 |
| V | 第2条3 | 基本計画の策定 | 義務 | 努力義務 | 努力義務 |
| 防 | 第5条2 | 協議会の設置 | 努力義務 | できる | できる |
| 止法 | 第9条 | 配偶者暴力相談支援センターの設置 | 義務 | 努力義務 | - |
| 広 | 第16条 | 教育・啓発 | 努力義務 | 努力義務 | 努力義務 52 |

■県内自治体の検討状況(R6.3時点)

市町村基本計画の状況

市町村基本計画の策定予定

N = 33

7割の自治体が、策定に向けた検討を開始(策定済み含む)

| 策定済み | 12% |
|--------|-----|
| 策定予定あり | 31% |
| 検討中 | 27% |
| 未定 | 30% |